

議員提出議案第1号

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議
規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年3月22日 提出

提出者	琴浦町議会議員	川本正一郎
賛成者	同	手嶋正巳
	同	井木裕
	同	山本秀正
	同	谷田順子
	同	小椋憲浩

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

提案理由説明

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案理由説明を行います。

1 条例改正の理由

これは、鳥取県中部地区特別職報酬等審議会規程により諮問された、町長等の給料及び町議会議員の議員報酬について答申が出されたことに伴って、この度、議員報酬月額を改定するものである。

2 改正の概要

第1条の議員報酬月額について、それぞれ次のとおり改正します。

議長については、331,000円を1,000円引き上げた332,000円に、副議長については、240,000円を13,000円引き上げた253,000円に、委員長については、232,000円を14,000円引き上げた246,000円に、議員については、224,000円を14,000円引き上げた238,000円に、それぞれ改正するものです。

3 施行期日

施行期日は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年琴浦町条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議員報酬) 第1条 議会の議長、副議長、常任委員長、 議会運営委員長及び議員(以下「議長等」 という。)の議員報酬は、次のとおりとす る。 議長 <u>332,000円</u> 副議長 <u>253,000円</u> 常任委員長 <u>246,000円</u> 議会運営委員長 <u>246,000円</u> 議員 <u>238,000円</u>	(議員報酬) 第1条 議会の議長、副議長、常任委員長、 議会運営委員長及び議員(以下「議長等」 という。)の議員報酬は、次のとおりとす る。 議長 <u>331,000円</u> 副議長 <u>240,000円</u> 常任委員長 <u>232,000円</u> 議会運営委員長 <u>232,000円</u> 議員 <u>224,000円</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。